

審 第 1 6 4 9 号

答 申 第 5 5 9 号

令 和 3 年 9 月 1 3 日

千葉県知事 熊 谷 俊 人 様

千葉県情報公開審査会

委員長 庄 司 久 雄

審査請求に対する裁決について（答申）

令和2年7月6日付け農振第392号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第1120号

令和2年4月27日付けで審査請求人から提起された、令和2年4月21日付け農振第86号で行った行政文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、令和2年4月21日付け農振第86号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消すべきである。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和2年4月6日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「〇〇〇〇病院の建設地である成田市〇〇〇〇の農地については、県農林水産部農地・農村振興課農地対策班で調査が進められている。そこで、次の行政文書について開示請求をする。1. 成田市関係各課及び農業委員会から報告された公文書の全部。2. 千葉県が関東農政局に報告した公文書の全部。3. 千葉県が調査した内容及び課内・部内の報告決裁等に関わる全部の公文書。以上」である。

3 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを明らかにしないで、本件決定を行った。

4 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、同月27日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

「令和2年4月21日付け農振第86号で行った行政文書開示請求拒否の決定に係る処分を取り消す」との裁決を求める。

2 審査請求の理由

(1) 不開示理由の解釈について

○本件公文書が存在して開示した時は、(農地法違反があるから) 病院の名誉等の正当な利益を害することになり、条例第8条第3号イで規定する要件を満すから不開示にすべきと一時的な判断をした。

○しかし、条例第8条3号イを理由に不開示とした場合、「農地法違反」を認め(病院の名誉等の正当な利益を害するとした) 不開示情報を開示する結果となると二次的な判断をした。

○よって、条例第8条第3号イを適用して不開示としたかったが、(病院の名誉等の正当な利益を害することがないように) 条例第11条を適用して、本件公文書の開示を拒否する最終的な判断をした。

○以上のように審査請求人は解釈をした。

(2) 審査請求人の主張について

ア 開示した場合、「病院の名誉等の正当な利益を害するか否か」について

○本件公文書は、農地法違反について調査した文書であるから、違反有りであれば不法行為者の名誉等の正当な利益を害するとの判断は、矛盾して不合理である。又、違反無しであれば、名誉等の正当な利益を害する事態は生じない。

よって、開示した場合、「病院の名誉等の正当な利益を害する」とした一次的な判断は失当である。

イ 本件公文書が「条例第8条第3号イに該当する不開示情報であるか否か」について

○条例第8条第3号は、法人等の事業活動に関する情報の不開示を定めている。本件公文書は、「農地法違反の有無について調査したもの」であるから、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得などの事業活動に関する情報でないことは明らかである。よって、「条例第8条第3号に該当する不開示情報である。」とした一次的な判断は失当である。

ウ 不開示とした場合、「農地法違反があることを認めることとなるか否か」について

○開示した場合は、農地法違反の有無について一定の確認はできるが、不開示

の場合は、「その確認をすることはできない」。不開示のまま、農地法違反の有無について確認できるのは、調査を行いそのことを知っている県担当課であるからもはや、農地法違反があったが、その事実を公開したくないとする隠ぺい的意思を示したと言える不法行為である。

よって、不開示とした場合、「農地法違反があることを認めることとなる」とした二次的な判断は失当である。

エ 不開示とした場合、「不開示情報を開示することと同じ結果となるか否か」について

○不開示情報とは、「病院の名誉等の正当な利益を害する情報」を指している。そうすると、「本件公文書を不開示とした場合は、農地法違反があることを認めて病院の名誉等の正当な利益を害する情報を開示することと同じ結果となる。」と県担当課は二次的な判断をしたと述べている。

しかし、その様な事態が生じるとすれば、それは、「本件公文書を開示した場合で不開示の場合に生じることはない。」

もはや、本件公文書を開示したときは、農地法違反の事実を認めることとなり、不法行為者を擁護することはできないと自らが明かしていると言える不法行為である。よって、不開示とした場合、「不開示情報を開示することと同じ結果となる」とした二次的な判断は失当である。

オ 条例第11条により「開示請求を拒否することは正当か否か」について

○本条は、行政文書の存否自体を明らかにしないで、不開示情報を開示することになるときは、開示請求を拒否できることについて定めたものである。

ア 本件公文書が仮に存在した場合を前提に、本条に基づき開示を拒否したことは行政文書の存否自体を明らかにしないとする本条の趣旨に反して不当である。

イ 本条の運用には、本件公文書の存否を答えるだけで、不開示情報を開示することとなる場合に運用される。しかし、本件では不開示情報とは、「農地法違反であることを認め、病院の名誉等の正当な利益を害する情報」と暴露しているから、本条を不当に運用した。

ウ 審査請求人の行政文書の開示を請求する権利を不当な理由で侵害した。

よって、条例第11条により「開示請求を拒否すること」は不当である。

カ 病院は、「そもそも農地法違反について関与した法人等ではない」ことについて
○本件公文書で農地法違反の有無について調査した事業の当事者は、農地の所有者が地方公共団体成田市で、市がその農地を○○○○に無償貸与し、大学が病院の建設主体である○○○○に転貸して、機構が大学に賃貸させている事業であるから、本件における法人等とは、成田市を除く○○○○であり、「病院」ではない。

よって、「病院の名誉等の正当な利益を害する」とした不開示理由の説明は、そもそも失当である。

3 反論書の要旨

(1) 反論の構成上、「弁明書5－(2) 開示請求内容について」に対する反論を先行する。

ア 「5－(2)－ア. 処分庁の解釈について」に対する反論

(ア) 本件請求内容について処分庁は結論として、「開示請求者は、“○○○○病院”の農地法違反に関する調査に係る公文書について開示請求をしていることになるという解釈である」とした前提のもと、開示した場合は、情報公開条例第8条第3号で保護しようとする法人等である「病院（又はその母体である○○○○）」の権利権益を侵害することやそのことを類推させるので条例第11条により本件請求を拒否したものである。

しかし、処分庁の解釈には重大な誤りがある。

(イ) 本件請求内容については、その別紙で「○○○○病院の建設地である成田市○○○○の農地については」と明記しているから、本件請求内容の主語は、処分庁が解釈した「病院（又は大学）」ではなく、「病院の建設地である農地」である。

そして、その農地○○○○の転用に農地法違反の疑いがあり、調査を行っていた処分庁に対し、その調査に係る公文書の開示請求をしたことは明らかである。

(ウ) 病院の建設地である農地の全部は、地方公共団体成田市が所有者であるから、条例第8条3号で保護しようとする法人等に該当しないので、条例第11条の

運用条件を満たされていないとする主張が、以降の反論の根幹となる。

イ 「5－(2)－イ. これまでの問い合わせ内容の具体的内容」に対する反論

(ア) 前述したとおり、処分庁が言う「病院について違反転用の疑いがある」ではなく、「病院の建設地について、農地法違反の疑いがある」として調査を求めているものである。

(イ) 平成30年9月20日に、病院の建設地に農地法違反の疑いがあるとして、調査を求めて以降、令和2年2月25日までに継続的に9回処分庁を訪問して調査状況を確認した事実に相違はない。

ただ、訪問した際の処分庁の回答は、いずれも「調査中」だけであったことに業を煮やした請求人が本件請求に至ったのが実情と言える。

(ウ) 処分庁の解釈に誤りがあることは前述したとおりであるが、処分庁は開示したくないから意図的に誤った解釈をした可能性を否定できない。

何ぜなら、請求人は約45年間職業として農地法等を伴う土地開発設計に携わっていた者であるから、農地法違反の疑いがあることについて、証拠となる書証を添えた上で、違反の疑いがある者は成田市であることを書面で報告をしている。その事実確認のため、令和元年11月25日に請求人が処分庁へ提出して受理された「報告書」うち農地法違反に係る書証を審査会に提出する。

(エ) 請求人が「病院の建設地で農地法違反がある」とした概要について

a 農地法第5条は「農地を農地以外のものにするためには、当事者が都道府県知事の許可、4haを超える時は農林水産大臣の許可(現在は国と協議の上、都道府県知事の許可)を受けなければならない」と規定している。

b 病院建設地内にある農地〇〇〇〇の所有者は全て、成田市であるから、市が公共公益事業に用いる場合は、農地法第5条の例外規定に該当して法第5条の許可は必要としないが、「病院の建設」は公共公益事業ではないから、法第5条の許可は不可欠であるのに、許可が具備されていないことについて、処分庁に調査を求めているものである。

c 法第5条の当事者は、農地所有者の成田市と成田市が出資者である転用事業者の〇〇〇〇であり、同機構が建設した病院施設を賃借する「病院(又は大学)」は法違反が疑われる当事者ではない。

d 請求人が処分庁に調査を求めた内容は、法第5条の許可権者(当時は大臣、現在は国と協議の上知事)である千葉県と成田市及び国(関東農政局)と千葉県の間で協議・調整されたであろう公文書の開示である。

e 成田市は国際戦略特区での規制緩和で、大学医学部を新設したが特区で農地法等について規制緩和はないのに、病院の建設事業は、法第5条の許可を不要とした事実を請求人は問題視したが、成田市、千葉県、関東農政局は、農地法違反の事実を隠ぺいすべく調整をしていると思われるので、本件決定も隠ぺいの延長線上にあると請求人は思っている。情報公開条例の趣旨から、審査会は法違反の隠ぺいに追従すべきではない。

ウ 「5-(2)-ウ. 請求人へ確認等することが望ましい対応であったこと」に対する反論

処分庁は本件請求内容について、「請求人に確認し、その確認内容を開示請求者の備考欄に記載する等により記録を残しておくことが望ましい対応であったと思料される」とすでに処分庁として本件請求の内容の解釈決定過程に過失があったことを認めているから、本件決定の処分は取り消されるべきである。

(2) 弁明書について順次反論をする。

ア 「1 弁明の趣旨」に対する反論

弁明の趣旨については、理解をした。

イ 「2 事案の概要」に対する反論

(ア) 前段の、本件開示請求の内容についてはそのとおりのことである。

(イ) 後段で、処分庁が「そうすると、開示請求者は“病院”の農地法違反に関する調査に係る公文書について開示請求をしていることになる」と判断したことには誤りがあり、その判断過程に過失があったことは、本書の(1)で述べたとおりである。

ウ 「3 処分の内容」に対する反論

処分の内容についてはいずれもそのとおりである。

エ 「4 処分の理由」に対する反論

処分庁の本件決定の処分の理由は、弁明書のとおりであるが、この処分の理由が不当・不法であるとして本件審査請求に至った次第である。

オ 「5 弁明の内容」に対する反論

(ア) 「5－(1)－ア」について

本書「(1)」で反論したとおり、「病院 (又は大学)」は農地法違反を疑われている当事者ではない。当事者でない者の権利権益の保護に関わる不開示情報を開示することになるとした条例第11条の運用は不当であると請求人は主張をしている。

(イ) 「5－(1)－イ」について

本書「(1)」で反論したとおり「病院 (又は大学)」は農地法違反を疑われている当事者でない。当事者でない者の不開示情報をもとに、本件請求が条例第8条3号に該当するとする処分庁の弁明が失当であると、請求人は主張をしている。

(ウ) 「5－(1)－ウ」について

本書「(1)」で反論したとおり「病院 (又は大学)」は農地法違反を疑われている当事者でない。「農地法違反に関する調査」とは具体的には、「違反をしたと疑われる者は成田市でそれを許可権者である千葉県と国 (関東農政局) が法違反を黙認をしたのかの調査」である。すなわち、処分庁自らが襟を正せるか否の調査について、位置情報として「病院の建設地」であることを表示したのを、意図的に当事者が「病院」であるとして、その権利権益の保護のため本件決定に至ったことは、条例第11条で規定する「存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することとなるとき」に明らかに該当しない。

だから処分庁の弁明は失当で、本件決定は取り消されるべきである。

(エ) 「5－(1)－エ、オ、カ」について

条例第11条 (行政文書の存否に関する情報) の運用で本件決定をしたことの正当性についてであるが、規定する「当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」の不開示情報について

処分庁は、「病院の名誉等の正当な利益を害することになる」と条例第8条3号で規定する法人等の情報であると具体的に示している。

しかし、本書「(1)」で反論したとおり、「病院 (又は大学)」は農地法違反を疑われている当事者ではない。当事者でない者の不開示情報を開示することと

同様の事態が生じるからとして条例第11条で開示を拒否する決定は誤った運用といわざるを得ない。仮に本件請求の調査内容に「病院（又は大学）」の法人等の情報が存在するならば、そもそも開示を求めているから、条例第8条3号で部分不開示にすれば足りることであるから、いずれの弁明も失当である。

(オ) 「5－(1)－キ」について

- a 本件請求は、開示請求書の記載内容を処分庁が請求人に確認をすることなく、その内容を「病院の農地法違反に関する調査に係る公文書」として違反の疑いもなく、違反の当事者でない「病院（又は大学）」の名誉等の正当な利益を害することとなるとして、条例第8条3号で不開示とした場合、不開示情報を開示することと同じ結果になるとして、条例第11条で開示請求を拒否したものである。
- b 当事者でない「病院（又は大学）」に農地法違反の疑いで行政処分や行政指導がされる事もされた事実もないから、憶測を呼ぶことも、信用や社会的評価を悪化させる事も、権利権益を侵害することも生じない。本件請求で仮にそのような事態が生じるとするのは、当事者である成田市と、それを黙認した千葉県と国である。
- c 「病院（又は大学）」に関する情報が、開示する公文書に含まれているのであればその部分を条例第8条3号で不開示とすれば足りる事案であるにも関わらず意図的に不当な解釈をした上で条例第11条を運用して開示拒否をすることは正されるべきである。

(3) 反論のまとめ

ア 本件決定の理由について、処分庁は次のとおり示している。

(ア) 本件請求の内容について、「〇〇〇〇病院の農地法違反に関する調査に係る公文書」である。

(イ) これを開示した場合、同病院の名誉等の正当な利益を害することになる。

(ウ) だから、情報公開条例第8条3号（この場合第8条3号イを指している）の適用で不開示とすべきところ、不開示とした場合は同病院について農地法違反があったことを認めて、不開示情報を開示することと同じ結果となる。

(エ) よって、同条例第11条で開示請求を拒否した。

イ この本件決定の理由に正当性がないと請求人は主張をしている。

(ア) そもそも、処分庁は本件請求の内容の解釈を誤った。

a 同病院は、農地法違反を疑われる当事者ではない。

b 農地法違反を疑われる当事者は、成田市と同市が出資者である病院建設の事業者〇〇〇〇と農地法の許可権者である千葉県と国（大臣）である。

c だから、本件開示請求書にその内容として具体的に「1. 成田市から千葉県への報告、2. 千葉県から関東農政局への報告、3. 千葉県部局間の報告等」と記載をしている。

d これらのことは、本書に別添した令和元年11月付の「〇〇〇〇報告書」でも明らかである。

e 本件請求の内容については、「請求人の確認をとるべきところ、それを怠った」と処分庁は自らの過失を認めている。

(イ) 請求人は、同病院に関わる公文書の開示は求めているから、処分庁が言う「開示した場合」は存在しない。だから、同病院の名誉等を害する事態も生じない。

(ウ) 仮に本件請求で開示される公文書中に、同病院の不開示情報が含まれているなら、条例第8条3号イで部分的不開示とすれば足りる事案である。

(エ) 条例第8条3号イで部分的不開示で足りる事案を条例第11条で全拒否することは、請求人の権利を尊重しないだけでなく、条例第8条で規定する処分庁の開示義務の履行を不当に拒否したといわざるを得ない。

(オ) よって、本件決定の理由に正当性がないから、本件決定は取り消されるべきである。

ウ 本件請求を開示した場合、（農地法違反の疑いがある）成田市や（農地法の許可権者である）千葉県や国が糾弾される可能性はあるので、処分庁が開示したくないとする気持は推察できるが襟を正し、毅然と自らの義務を遂行すべきである。

又、審査会には付度することなく、公正な審査をお願い申し上げる。

以上

第4 実施機関の弁明要旨

1 処分の理由

開示請求書の別紙の1から3に記載されている「公文書」とは、「県農林水産部農地・農村振興課農地地対策班で調査が進められている」ものに関するものである。ここにいう「調査」については、開示請求者から農地・農村振興課へのこれまでの問合せ内容を併せて考慮すると、「農地法違反に関する調査」を指すものと認められる。そうすると、開示請求者は「〇〇〇〇病院」の「農地法違反に関する調査」に係る「公文書」について開示請求をしていることになる。

このような文書が仮に存在したとした場合、そのような文書を開示した場合には「〇〇〇〇病院」の名誉等の正当な利益を害することになるため、条例第8条第3号の適用により不開示とすべきところ、これを同号の適用により不開示とした場合には、「〇〇〇〇病院」について「農地法違反」はあることを認めること、すなわち不開示情報を開示することと同じ結果となる。

よって、条例第11条により開示請求を拒否する。

2 弁明の内容

(1) 審査請求人の主張について

ア 審査請求書第4(4)1について

審査請求人は、「開示した場合、「病院の名誉等の正当な利益を害するか否か」を問題としている。

同条は、開示した場合に現実に個人・法人の利益を害するか否かを問題としていないから、審査請求人の主張には理由がない。

イ 審査請求書第4(4)2について

審査請求人は、「〇〇〇〇病院の建設地である成田市〇〇〇〇の農地について」の「県農林水産部農地・農村振興課農地対策班で調査が進められている」ことに係る「成田市関係各課及び農業委員会から報告された公文書の全部」、「千葉県が関東農政局に報告した公文書の全部」及び「千葉県が調査した内容及び課内・部内の報告決裁等に関わる全部の公文書」（以下「本件対象文書」という。）は「農地法違反の有無について調査したもの」であるから（中略）事業活動に関する情報ではない」と主張する。

条例第8条第3号は「法人その他の団体に関する情報」及び「事業を営む個人の当該事業に関する情報」を不開示としているところ、仮に本件対象文書が存在

した場合に当該文書中の〇〇〇〇病院に関する情報は「法人その他の団体に関する情報」であるから、審査請求人の主張には理由がない。

ウ 審査請求書第4（4）3及び4について

審査請求人は、本件対象文書について不開示とした場合に、①農地法違反の有無について確認することはできないこと、②不開示情報を開示するのと同じ結果にならないことを主張する。

この点、条例第11条は、同条の適用対象となる文書を不開示とした場合に不開示情報に係る行政文書の存在が確知されることまでは求めておらず、そのような行政文書の存在が類推されることで足りるとしているものと解される（千葉県情報公開条例解釈運用基準（平成13年3月12日制定）第11条【解釈及び運用】2参照）

これを本件請求についてみると、本件請求の「調査」については、開示請求者から農地・農村振興課へのこれまでの問合せ内容を併せて考慮すると、〇〇〇〇病院に係る「農地法違反に関する調査」を指すものと認められるところ、これを不開示とした場合には当該法人について上記のような調査を受けていることを示した文書の存在を類推させることになる。このため、審査請求人の主張には理由がない。

エ 審査請求書第4（4）5①について

審査請求人は、本件対象文書が仮に存在することを前提に条例第11条により開示を拒否したことは同条の趣旨に反して不当であると主張する。

「知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱」（（平成13年3月7日制定）第33（9）ウ（イ）は「存否応答拒否をする場合には、行政文書の存否を明らかにすることが不開示情報を開示することと同じ結果になる理由を、開示請求に係る行政文書が仮に存在するとした場合に適用することとなる不開示条項を示して記載する」としていることから、本件対象文書が仮に存在することを前提に同条を適用したことは同条の趣旨に反せず、また不当でもないから、審査請求人の主張には理由がない。

オ 審査請求書第4（4）5②について

審査請求人は、「本件では不開示情報とは、「農地法違反であることを認め、病

院の名誉等の正当な利益を害する情報」と暴露しているから、本条（引用者注。条例第11条）を不当に運用した」と主張する。これは、処分庁が「農地法違反であることを認め、病院の名誉等の正当な利益を害する情報」を暴露しており不当であるとの主張であると解される。

この点、処分庁は、本件対象文書の存否について応答を拒否したのであって、その存在を認めたわけではないから、「農地法違反であることを認め、病院の名誉等の正当な利益を害する情報」を暴露していない。そのため、審査請求人の主張には理由がない。

カ 審査請求書第4（4）5③について

審査請求人は、審査請求人の行政文書の開示を請求する権利を不当な理由で侵害したと主張する。

処分庁は、上記エ及びオのとおり、同条を適正に運用しており、請求者の権利を不当に侵害していないから、審査請求人の主張には理由がない。

キ 審査請求書第4（4）6について

審査請求人は、〇〇〇〇病院はそもそも農地法違反について関与した法人等ではないから、不開示理由の説明はそもそも失当であると主張する。

同条は、開示請求について不開示情報が含まれているとして不開示とした場合に、そのような文書の存在を類推させることになって、開示することと同じ結果になる場合があることから、そのような場合に文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することを認める規定である。そのため、同条の適用に当たって検討すべきは、あくまでそのようなおそれが認められるか否かであって、存否応答拒否の適否の際に想定した不開示情報の主体（本件では「〇〇〇〇病院」と、現実に存在する文書中の不開示情報の主体（審査請求人が主張するところによれば「〇〇〇〇」及び「〇〇〇〇」）が合致しているかどうかは問題とならない。そのため、審査請求人の主張には理由がない。

(2) 開示請求内容の解釈について

ア 処分庁の解釈について

処分庁は、審査請求人からの開示請求の内容について、次のように解釈した。すなわち、「開示請求書の別紙の1から3に記載されている「公文書」とは、「県

農林水産部農地・農村振興課農地対策班で調査が進められている」ものに関するものである。ここにいう「調査」については、開示請求者から農地・農村振興課へのこれまでの問合せ内容を併せて考慮すると、「農地法違反に関する調査」を指すものと認められる。そうすると、開示請求者は「〇〇〇〇病院」の「農地法違反に関する調査」に係る「公文書」について開示請求をしていることになる。」という解釈である（令和2年4月21日付け農振第86号行政文書不開示決定通知書の別紙参照）。

イ 「これまでの問合せ内容」の具体的内容について

ここにいう「これまでの問合せ内容」は具体的には以下のとおりであった。

平成30年9月20日に審査請求人は農林水産部農地・農村振興課に来課し、成田市〇〇〇〇の〇〇〇〇病院について違反転用の疑いがあるとしてその調査を同課に求めたのをはじめとして、その後、調査結果を聞きたいとして審査請求人は同課を断続的に複数回来課した（平成30年11月16日、平成31年4月23日、令和元年5月7日、同年6月21日、同年7月2日、同年8月5日、同年9月25日、同年11月25日、令和2年2月25日）。

また、令和元年9月25日及び同年11月25日に来課した際には、審査請求人作成の「国家戦略特区で成田市に新設された〇〇〇〇「〇〇〇〇病院に建設に関する研究調査」第2弾報告書 〇〇〇〇病院！！」と題された報告書が審査請求人から同課に提出された。

このように、審査請求人は一貫して同課に対して農地法違反に関する調査を求めていたことから、処分庁は開示請求の内容について上記アのとおり解釈して、本件請求に対して本件決定をした。

ウ 審査請求人へ確認等することが望ましい対応であったことについて

同要綱第3 3（1）アは「行政文書の特定等」について「必要があれば開示請求者に連絡し、開示請求の内容を確認して文書の特定を行う。その際、確認の内容は備考欄に記載し、記録を残しておく」としている。

この点、処分庁は、開示請求書中の「調査」という文言の意味するところについて、審査請求人からのこれまでの問合せ内容を併せて考慮した結果、審査請求人への連絡及び確認の必要はないと判断したのであるが、事後の紛争防止という

観点からは、自明のことであっても念のため確認し、その確認内容を開示請求書の備考欄に記載する等により記録を残しておくことが望ましい対応であったと思料される。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る行政文書

本件請求に係る行政文書は、本件請求に係る行政文書開示請求書（以下「本件請求書」という。）の記載によれば、千葉県農林水産部農地・農村振興課農地対策班が特定の地番について行った調査に関する行政文書についてである。

本件請求に対し、実施機関は、本件請求に係る行政文書の存否を答えることは、条例第8条第3号イに規定する不開示情報を開示することとなるとして、その存否を明らかにしないで、本件請求を拒否した。

これに対して、審査請求人は、本件決定の取り消しを求めていることから、本件決定の妥当性について、次のとおり検討する。

2 本件請求に係る行政文書の存否応答拒否

(1) 実施機関は、当該文書を存否応答拒否したことについて、審査請求人が実施機関に問い合わせた内容を考慮すると、特定の法人について農地法の違反に関する調査に係る行政文書の開示を求めているものであり、当該文書が存在しているか否かを答えることは、特定の法人が、特定の地番において当該調査を受けていたかどうかという条例第8条第3号イに規定する不開示情報を開示することとなることから、条例第11条の規定により本件請求を拒否したと説明する。

(2) そこで、実施機関の説明について次のとおり検討する。

ア 同条は、開示請求に係る行政文書の存否自体を明らかにすることによって、不開示情報の規定により保護しようとしている利益が損なわれる場合に存否応答拒否をすべきものとしている。

そこで、実施機関において本件請求に係る行政文書に該当する文書の存否を明らかにした場合に、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するお

それがあつか否かについて検討する。

イ 本件請求に係る行政文書の存否情報は、同班が特定の地番について調査を行ったか否かという情報である。

本件請求書には、「成田市〇〇〇〇の農地については、県農林水産部農地・農村振興課農地対策班で調査が進められている」と記載されているが、この記載からは、同班が特定の地番について調査したことが特定されるだけであって、調査の内容は限定されていないから、どのような調査であるかは特定できない。

したがって、本件請求書の記載からだけでは、同班が特定の地番について農地法違反に関する調査を行ったことを特定することが可能であるとは言えない。

ウ ところで、同班は、農地の転用許可に関すること及び農業振興地域整備計画に関することを行っている。また、農地転用関係事務指針（昭和50年3月制定）に基づき、同課は農地法第4条又は第5条の規定による許可申請書を受け付けたときは、必要に応じて実地調査や面接調査を行うこととされ、農地の違反転用については現地調査を行うこととされている。これら以外にも、公共事業の施行に伴う廃土処理等に係る農地転用の取扱い、地目変更登記申請に係る登記官からの照会に係る処理等にも調査を行うこととされている。したがって、本件請求に係る行政文書の存否を答えることによって明らかになる情報は、特定の地番についてこれらの調査を行った事実のみであり、それによって、農地法の違反に関する調査を開示することになるとまでは認められない。

エ 以上のことからすると、当該文書に該当する文書の存否を答えたとしても、それのみでは、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を開示することとなるとは認められない。

なお、実施機関は、本件請求は審査請求人が実施機関に問い合わせた内容を考慮すると、特定の法人について農地法の違反に関する調査に係る行政文書の開示を求めているものであると説明するが、上記のとおり、本件請求書の記載からは、当該調査のみを対象としているとは認められないことから、たとえ審査請求人が当該調査の開示を念頭に置いているとしても、これによって存否応答拒否をすべきものと解することはできないのであって、実施機関の説明は相当とは言えない。

オ したがって、本件請求に係る行政文書については、本件決定を取り消した上で、

その存否を明らかにして、改めて開示決定等をすべきである。

3 結論

よって、実施機関は、本件決定を取り消すべきである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 2年 7月 6日	諮問書及び反論書の写しの受付
令和 2年11月27日	審議
令和 2年12月21日	審議
令和 3年 3月26日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大久保 佳 織	弁護士	
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
湊 弘 美	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順)